

要求書受領に係る対応概要（支部・青年部）

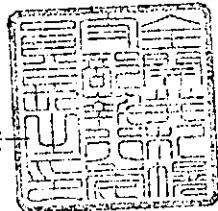
課所等名	日時	場所	出席者		発言要旨
			当局	職員団体	
職員課	平成28年3月3日(木) 17:30~17:41 (11分間)	札幌開発建設部 5階 行政相談室A	札幌開発建設部 部長 石田 悅一 次長(総務担当) 今野 等 職員課長 宮崎 芳彰	全北海道開発局労働組合 札幌支部 執行委員長 渡邊 謙一 副執行委員長 大山 純司 書記長 大熊 昭宏	<ul style="list-style-type: none"> ○職員団体側 2016年統一要求を取りまとめたので、要求書を提出する。 ○当局側 交渉議題等については、予備交渉において整理することとしたい。

注 ホームページへ掲載の際は、要求書を添付

2016年 3月 3日

札幌開発建設部
部長 石田 悅一 殿

全北海道開発局労働組合札幌支部
執行委員長 渡邊 謙



2016年 統一要求書

北海道開発局に勤務する職員並びに非常勤職員等の勤務条件に係わる下記事項について改善すること。

賃金引き上げについて

- 「賃金は勤務条件の最たるもの」であることを十分認識し、開発局に勤務する職員並びに非常勤職員等の賃金を別紙「賃金要求書」のとおり改善が図られるよう人事院等関係機関に働きかけること。

事業執行体制について

- 超過勤務縮減に向けて事業に必要な要員を確保すること。また、定員等の確保、当面する超過勤務縮減方策の検討にあたっては組合の意見を十分に聞き、別紙のとおり実施すること。
- 2016年度の事業を執行するに当たり、各職場における「業務推進工程表」の基本的な考え方を十分説明するとともに、その実施にあたっては組合の意見を十分に聞き、一方的に実施しないこと。また、変更が生じる場合においても考え方を十分説明すること。
- 事務・事業の委託請負化に当たっては、組合の意見を十分に聞き、一方的には行わないこと。
- 健康管理など勤務条件に十分留意し、必要な機械・船舶・施設の増強、更新を行うこと。
- OA機器の運用及び適用業務の拡大については、別紙を前提とし、組合の意見を十分に聞き、健康管理に十分留意した上で一方的に実施しないこと。
- 設計・積算、監督業務の改悪は行わないこと。また、仕様書の改定にあたっては、考え方を十分に説明するとともに組合の意見を十分に聞くこと。
- 業務に必要な工事諸費等予算を確保すること。
- 開発事業の推進にあたっては、公告・環境問題等について地域住民の同意を得ること。

人事評価制度について

- 人事評価制度において、評価結果の開示及び労働組合が参加する苦情処理制度を確立すること。

組織・級別定数の改善について

- 級別標準職務表上、北海道開発局の位置付けを上位に格付けすること。
- 昇任速度を早め、退職時事務6級、技術7級を実現すること。当面、別紙のとおり改善すること。

人事異動について

- 人事については、民主的・公平・公正を行い、昇任人事の差別は行わないこと。あわせて、部内昇任を拡大すること。また、人事異動にあたっては別紙のとおり行うこと。

9. 育児休業期間については有給とすること。
10. 公立産休明け保育所及び学童保育所を拡充すること。
11. 介護休暇・看護休暇・夏季休暇を拡充すること。
12. 新たな高齢雇用施策として、「定年延長」を早期に実現すること。
13. 産前・産後休暇、育児休業及び育児のための短時間勤務について、取得しやすい職場環境の整備を図ること。
14. 保育時間の取得可能期間を拡充するとともに、1回あたりの時間を45分に拡大すること。

行政改革について

1. 行政改革は行わないこととし、これ以上の組織の統廃合及び定員削減は行わないこと。
2. 国が進める地方分権改革に対して、以下のとおり進めること。
 - イ. 国土交通行政の推進に必要な地方整備局・北海道開発局の役割を明確に主張し、安易な計画の策定をしないよう最大限努力すること。

権利について

1. 民主的な公務員制度改革を実現し、労働基本権を速やかに保障すること。また過去の処分による実損を回復すること。
2. 職場における労使の取り決めを守ること。

国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所について

1. 独立行政法人の見直しにあたっては、拙速に行わないよう以下について求めるとともに、国自らが直接行うことが必要な事業については、国に移管すること。
 - イ. 国民に対するサービスの低下とならないよう検討するとともに、関係者との十分な交渉・協議・合意の上で進めること。
 - ロ. 雇用については、政府が責任を持って確保すること。
 - ハ. 適正な労使関係を確保すること。
2. 国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所に関し、当面下記のとおり行うこと。
 - イ. 寒地土木研究所に勤務する職員の労働条件が、北海道開発局の職員と同等に確保されるよう、対処すること。また、労働条件については交渉・協議・合意に基づき決定し、労働協約を締結すること。
 - ロ. これまでの寒地土木研究所の円滑な研究体制が維持されるよう業務及び運営費交付金を確保すること。

そ の 他

1. その他勤務条件に関する要求や職場で発生した問題については、誠意をもって解決すること。

= 人事関係 =

- イ. 国土交通省内における人事異動については、原則として北海道開発局内とすること。
- ロ. 男女間の差別は行わず、女性を積極的に登用すること。
- ハ. 組合役員に対する差別は行わないこと。
- 二. 本局中心人事の改善を図るとともに、人事異動にあたっては職員の希望、生活との調和を最優先して行うこと。
- ホ. 人事異動の時期は、4月1日を基本とし、内示は30日前とすること。
- ヘ. 他部局との交流、業務経験を必要とする場合は、本人の意向を尊重し、一定のサイクル基準を設定すること。
- ト. 部内昇任年齢の引き下げを図るとともに、昇任年齢の較差をなくすこと。

= 単身赴任関係 =

- イ. 単身赴任の期間は、特別の場合を除き当面3年以内とすること。
- ロ. 単身赴任手当の増額・範囲の拡大、単身赴任者専用住宅の確保等の改善を図ること。

= 雇用保障関係 =

- イ. 長期勤続に対する人事管理のあり方（希望異動・部内昇任や異動、採用から退職まで）の一定のサイクルを確立すること。
- ロ. 中途退職希望者に対する援助を行うこと。
- ハ. 定年退職後の生活安定に助力すること。

= 再任用関係 =

- イ. 希望する者全てをフルタイム再任用すること。また、そのために必要な組織・級別定数及び業務の確保を行うこと。
- ロ. 短時間勤務者について、諸手当の支給、公務員宿舎の入居など勤務条件にフルタイム官職との差を生じさせないこと。

= 母性保護関係 =

- イ. 生理休暇を特別休暇とすること。
- ロ. 妊娠障害休暇と更年期障害休暇を新設すること。
- ハ. 産前休暇を8週間、多胎妊娠の場合の産後休暇を10週間にそれぞれ延長すること。

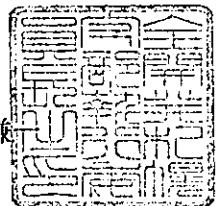
2016年 3月 3日

北海道開発局

札幌開発建設部長 石田 悅一 殿

全開発労働組合

札幌支部執行委員長 渡邊 謙



2016年春闘札幌支部職場要求書

下記要求項目は組合員の切実な要求であり、貴職の誠意ある回答を求める。

1. 職員一人ひとりの事務分掌（業務推進工程表等）を早急に作成し、特に以下のこと
に十分に留意し全職員に丁寧に説明すること。
 - (1) 引継期間が十分に確保出来るよう早急に作成すること。
 - (2) 職員一人ひとりの事務分掌を明確に示すこと。
 - (3) 事務分掌の作成に当たっては、偏った業務量にならないよう十分に留意すること。
2. 職場環境の基本となる庁舎を新築・改築し改善すること。当面以下の項目について
改善すること。
 - (1) 庁舎等の移転を行う場合は、現在及び将来的な執務状況や保管書類などに十分配慮し
たスペース確保を行うこと。
 - (2) 庁舎内を適温・適湿にすること。また、防音対策・換気対策に十分配慮すること。
 - (3) 老朽化した部分の改修を行うこと。
 - (4) 車庫前の安全対策を強化すること。
3. 超過勤務の縮減に努めること。また、やむを得ず超過勤務を命じた場合は、全額超
過勤務手当を支給すること（60h超の代休指定については、本人からの申し出があ
れば人事院規則に基づき割増で手当を支給すること）。
4. 宿舎について、入居希望者は全員入居できるようにすること。
5. メンタルヘルス対策等を強化すること。
 - (1) 長期休職者が速やかに復職出来るように努力すること。また、休職中の職員に対しても
必要な情報提供等を行うこと。
 - (2) 長期休職者がいる課所の職員に負担が掛からないよう配慮すること。
 - (3) 新たな長期休職者を出さないよう課所長が責任を持って、職員の健康等に配慮すること。
6. 国土交通省特定事業主行動計画の主旨に鑑み、仕事と子育てを両立出来る職場環境
の整備に努めること。
7. 特別健康診断の実施に当たっては、下記のことに留意すること。
 - (1) 超過勤務に係わる臨時の健康診断については、全員が受診できるように課所長が責任を
持つて努めること。
 - (2) 婦人科検診の実施に当たっては、実施計画を早期に示すと共に、希望者については全員
受診させること。
8. 人事評価制度における期首・期末面談にあたっては、評価結果が待遇に活用される
ことを十分認識し、被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においても
コミュニケーションを図ること。
9. 分会からの情報提供申し込みについては、誠意をもって対応し回答すること。